

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：32521

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K04702

研究課題名（和文）社会的養護下の幼児の就学前教育機関利用・適応プロセスに関する基礎的研究

研究課題名（英文）A study of Adjustment to Kindergarten/Daycare Center: About Young Children in Social Child Care

研究代表者

坪井 瞳 (Tsuboi, Hitomi)

東京成徳大学・子ども学部・准教授

研究者番号：90438896

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、社会的養護下の幼児の就学前教育機関利用の状況を明らかにするものである。社会的養護下の子どもへの就学前教育機関における受入状況に関する調査、幼稚園・保育所等における生活・福祉面に関する家庭支援の状況に関する調査、施設・就学前教育機関との連携状況の調査、施設と就学前教育機関利用の選択肢拡大の検討、これら4点の調査を通して、就学前教育機関（幼稚園・保育所等）と社会的養護との連携の在り方について検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

児童虐待相談件数の増加や多様化する子どもの成育環境などから、学術的な観点からも社会的養護への着目が高まって久しいが、社会的養護下の幼児に関する研究は未着手である。本研究は、社会的養護下の幼児×幼稚園・保育所等の利用、受入状況に着目した点に新規性がある。また現在、幼稚園・保育所等では、家庭や家族の多様化に応じた多様な支援が必要とされている。社会的養護下の子どもへの受入経験をもつ園や施設での実践、機関連携の実践の様相は、多様化する家庭支援の在り方を考えていく際のインプリケーションとなるであろう。

研究成果の概要（英文）：This study clarifies the situation of kindergartens and day-care centers for young children under social care. Through the following four surveys: 1) a survey on the status of acceptance of children in social care at kindergartens and day-care centers, 2) a survey on the status of family support for daily life and welfare at kindergartens and day-care centers, 3) a survey on the status of cooperation between institutions and kindergartens and day-care centers, and 4) a study on expanding the options for use of institutions and kindergartens and day-care centers. Through these four surveys, we examined the nature of cooperation between kindergartens, day-care centers, etc. and social care.

研究分野：教育社会学

キーワード：社会的養護 児童養護施設 保育 幼児教育 家庭支援 教育と福祉の連携

1. 研究開始当初の背景

(1) 「社会的養護下の幼児」と「就学前教育」に関する学術的背景

近年、児童虐待・貧困などをはじめとする養育環境の多様化・格差化が社会問題として取り上げられる中で、社会的養護への関心が高まっている。特に、児童虐待・貧困などは幼児期に問題が顕在化する傾向があり、幼児期に社会的養護を受ける割合が高位にある。なかでも、児童養護施設への入所割合が高い傾向にある（74.2%、児童養護施設入所児童等調査結果、厚労省 2015）。

同時に、社会的にも幼児期の育ちの重要性が認識され、看過できない時期として認識されている。国際的な認識においては、不利な立場や家庭で育つ幼児にとっての就学前教育の機会は、社会的包摂や社会経済格差解消の方策の一つとして捉えられている（OECD2006, Heckman2013 など）。国内的な認識においては、上記の国際的認識とは一線を画し、家庭格差や社会的包摂や排除概念という認識はない。「質の高い」保育・幼児教育を主眼に、「家庭教育」「幼児期の教育」の重要性を強調（教育基本法改正 2006）している。

(2) 「社会的養護下の幼児」×「就学前教育」の実相とは？

では、上記2つの観点を掛け合わせた「社会的養護下の幼児期」とは、どのような状況となっているのであろうか、という疑問が本研究の発端となっている。申請時の2016年時点では、社会的養護下の幼児期の実相に関する先行研究は我々によるもの（坪井・保坂・村松 2017）のみであった。

2014-2016年科研にて実施した上記調査（同掲書）では、児童養護施設の幼児の就学前教育機関利用の状況について調査を行った。そこでは、幼稚園が8割強、中でも私立幼稚園の利用が高位にあることが明らかになった。

- 1) 4・5歳児の就学前教育機関（保育所・幼稚園・認定こども園など）への就園率は87.8%で、全国平均の97.6%に比べ、約12ポイントも低位にある。
- 2) 就学前教育施設の利用割合は、幼稚園への就園が84.7%を占める。設置主体別では、私立幼稚園52.7%、公立幼稚園32.0%の割合で、私立幼稚園の利用が高位にある。
- 3) 就園をさせた施設は、就園先での幼児の成長に対して満足感が非常に高い。
- 4) しかし一方で、選抜時に入園を断られる「門前払い」、トラブルの際の「レッテル貼り」などの事例もあり、「児童養護施設の幼児」を理由とした就園にまつわる問題が存在する。
- 5) 一般的に、幼稚園は保護者の就労を伴わない家庭が多く、保育時間の短さや園行事・役員業務への参加、送迎などの保護者の園参加が多く求められる。幼児のみならず、学齡児や他業務も同時にこなす施設職員にとってはそれらが負担となっており、就園そのものや園との関係性を保つには、施設職員の自助努力によって就園が成立していることが課題である。

2. 研究の目的

2014-2016年科研調査（坪井・保坂・村松 2017）では、社会的養護を実施する施設側の認識から得られた知見であり、受け入れ側である就学前教育機関（幼稚園・保育所等）側の認識は明らかとなっていない。

そこで本研究は、就学前教育機関（幼稚園・保育所等）における社会的養護下の子どもの受入状況、就学前教育機関と社会的養護との連携状況について4点の調査を通して明らかにし、就学前教育機関（幼稚園・保育所等）と社会的養護との連携の様相を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) A自治体における幼稚園・保育所等での社会的養護を受ける子どもの受入状況に関する質問紙調査

2022年10月～11月、首都圏政令市A内すべての幼稚園・保育所等に対し、社会的養護下の子どもの受け入れ状況に関する質問紙調査を実施。

* (2)調査と同時に実施。

(2) A自治体における「幼稚園・保育所等での生活・福祉面に関する家庭支援の状況」に関する質問紙調査

2022年10月～11月、首都圏政令市A内すべての幼稚園・保育所等に対し、幼稚園・保育所等での生活・福祉面に関する家庭支援の状況についての質問紙調査を実施。

* (1)調査と同時に実施。

(3) 児童養護施設と就園先の幼稚園との連携：合同研修会への参与観察

2020年2月、首都圏政令市B市にあるC児童養護施設とD幼稚園の園長・施設長へのインタビュー調査と、合同研修会への参与観察を実施。

(4) 児童養護施設入所児の保育所利用等の「二重措置」に対する認識について

2020年4月～2022年10月、「児童養護施設から保育所に通っている」子どもがいると回答のあった児童養護施設3施設（E, F, G）に対し、インタビュー調査を実施。併せて、制度運用について検討を行った。

4. 研究成果

(1) A 自治体における幼稚園・保育所等での社会的養護を受ける子どもの受入状況に関する質問紙調査

1) 受入中の状況について

2022.10.1 現在、150 件中、5 園の受入園、うち 13 名の在籍が確認された。園によっては 2 名・6 名と、複数名の受け入れがある。

また、幼稚園での受け入れが 13 名中 9 名と多く占めており、上記調査（坪井・保坂・村松 2017）と同じ傾向が見られる。

表 1 受入中の状況：施設種別別（2022.10.1 現在）

施設種別	在籍人数	受入園数
公立保	1	1
私立保	3	1
不明	0	0
私立幼	9	3
合計	13	5

表 2 受入中の状況：社会的養護内訳別（2022.10.1 現在）

内訳	人数
里親	12
乳児院	0
児童養護	1
合計	13

2) 受け入れの際の配慮、課題や困難について

自由記述において回答を得た。配慮事項においては、子どもや家庭に関する情報を把握し、適切な支援を行うための「関係機関との連携」「生育情報の収集」。子どものプライバシーを守るための「守秘義務の徹底」「苗字など個人情報への配慮」が挙げられた。

課題や困難においては、個人情報保護が壁となり、「生育情報の収集」ができずに子どもの状況が見えずに困ってしまい、「関係機関との連携」が必要であること。里親の下から通園する際の「里親への子育て支援」。社会的養護を受けている／受けていないにかかわらず、園で生活する一人の子どもとして、子どもの最善の利益を保障するための「一人の子どもとして大切に關わる」が挙げられた。

厚生労働省は「新しい社会的養育ビジョン」（2017）において、就学前の子どもの里親委託率 75%を目指している。今後、里親のもとからの就園が増加していくことを意識した際、これらの配慮、課題や困難の実相は受入の際に参考となるであろう。

3) 受入経験の状況について

受入経験のある園数は、150 件中 24 園であった。

表 3 これまでに受入経験のある園数

公立保	10
私立保	4
不明	2
私立幼	8
合計	24

4) 受け入れの際の配慮、課題や困難について

自由記述において回答を得た。上記 2) でも示したが、今後、特に里親委託が増加する傾向が予想されるため、社会的養護を受ける子どもの保育や支援の方法に対し、意識を持つ必要があるであろう。

配慮事項においては、子どもや家庭に関する情報を把握し、適切な支援を行うための「関係機関との連携」「生育情報の収集」、子どものプライバシーを守るための「守秘義務の徹底」「苗字など個人情報への配慮」「園内での個人情報保護の徹底（特に氏名・苗字の扱い・写真撮影など）」「里親・定位家族（生まれ育った家族）への支援」が挙げられた。

課題や困難においては、個人情報保護が壁となり、「生育情報の収集」ができずに子どもの状況が見えずに困ってしまい、「関係機関との連携」が必要であること。里親の下から通園する際の「里親への子育て支援」。そして社会的養護を受けている／受けていないにかかわらず、園で生活する一人の子どもとして、子どもの最善の利益を保障するための「一人の子どもとして大切に關わる」「園内の一人の子どもとして変わらない扱い、安心・安全な保育の実施」が挙げられる。さらに、社会的養護を受ける子どもの受け入れに際し、不安がある場合や理解が及ぶにくい場合には、児童相談所の出張講座を実施した幼稚園の事例もあった。こうした自発

的な研修の機会を設けることで、より確かな保育の実施と保護者の支援、他機関との連携を図ることができるであろう。

(2) A 自治体における「幼稚園・保育所等での生活・福祉面に関する家庭支援の状況」に関する質問紙調査

1) 家庭支援のバリエーション

家庭支援の実施内容に関する自由記述欄を対象別に分類した。その上で、さらに支援内容の分類を行った。

家庭支援の実態を対象別に分類してみると、「①養育に課題のある状況」(15件)、「②虐待の恐れ・虐待」(11件)、「③保護者の疾患・障害」(22件)、「④社会的養護関係」(5件)、「⑤若年出産・ひとり親」(6件)、「⑥DV」(6件)、「⑦宗教・信条・外国籍」(6件)、「⑧経済的困窮」(5件)、「⑨家庭のトラブル」(3件)の9分類に渡る(対象未記入の回答は61件)。

幼稚園・保育所等は、子どもの保育に加え、これほどまでに幅の広い家庭支援を行っている実態があることが確認された。なかでも、「③保護者の疾患・障害」での「精神疾患の保護者」に対する支援は多く、16件確認された。これは、「就労要件以外での入所事由」(保育所等のみ調査)で「障害・疾患」要件による入所が全体の8割を占めていることも併せ、現在、精神疾患の保護者への支援は看過できないものであろう。なお、今回の調査では自由記述での回答を求めたが、これらの分類に対する選択式での回答を求めた場合には、もっと多くの支援例が上がってくることが予想される。

2) 生活面・福祉面の支援ケースに関する小学校との連携状況

小学校との情報共有の方法に関する自由記述欄の内容を分類すると、「①対面での共有」(95件)、「②書類での共有」(24件)、「③行事の利用」(7件)、「④保護者自身による申し送り」(2件)、「⑤ケースカンファレンスの実施」(19件)の5分類に渡る。

特に、「①対面での共有」、なかでは「幼保小連絡協議会の際」が最も多い。ほぼ各園・各校で実施されているこの機会は、生活面・福祉面での情報共有を図る貴重な機会であることが改めて認識される。

なお、「②書類での共有」内の「要録(保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録)の活用」(23件)は、平成21年より児童福祉法ならびに学校教育法施行規則において義務化されているが、「幼保小連絡協議会の際」(63件)よりも低位にあるのは、決して広くはない要録の欄に書ききれないということ、そして、家庭や子どものプライバシーや、不確定な内容など、文字として記録に残すことに抵抗があるということも考えられるであろう。

「①対面での共有」内では、「幼保小連絡協議会以外での各小学校との情報共有の機会」(28件)など、自発的に情報共有の機会を設けている例も多く見られる。制度化された機会以外にも、必要に応じた連携がなされている実態がある。

なお、今回の調査では自由記述での回答を求めたが、これらの分類に対する選択式での回答を求めた場合には、もっと多くの支援例が上がってくることが予想される。

3) 生活・福祉面の支援について最初に相談する機関

最初に相談する機関に関する自由記述欄の内容を分類してみると、「①行政」(214件)、「②障害関連機関」(20件)、「③その他」(4件)の3分類に渡る。

なかでも、「①行政」、とりわけ「各区役所 支援課」(63件)、「保健センター」(57件)、「市役所 保育課」(40件)、「児童相談所」(27件)との連携の機会が多く見られる。これら4つの機関は、生活・福祉面の支援の際のプラットフォーム(窓口)であることや、連携先として密に関わる機関であることがわかる。

その他にも、市内の行政や民間の機関、市外の機関とも必要に応じて、幅広い機関と連携を図っている様子が伺われる。

(3) 児童養護施設と就園先の幼稚園との連携：合同研修会への参与観察

1) C 児童養護施設と D 幼稚園との連携

15年前ほど、C児童養護施設では、それまで幼児が通園していた幼稚園が廃園となってしまった。施設としては、保育所に通うことは「二重措置になるので無理」という認識であった。通園先となる幼稚園を何か所か探したが、「児童養護施設の子どもたちは預かったことがない」と断られ続けていた。そうした中で、D幼稚園での受け入れが叶った。子どもが通園し始めると、幼稚園の方から「一緒に研修をやりましょう」という提案があり、合同研修会が始まった。合同研修会は定期的に開催されており、幼稚園の保護者会においても、児童養護施設の概要について児童養護施設の施設長が話をする機会も設けられた。幼稚園の先生方(新人中心)が施設で1日実習を行い、児童養護施設を知る機会も設けている。

2) C 児童養護施設と D 幼稚園との合同研修会の内容

研修会の内容は、施設と幼稚園の職員同士で話し合いを重ね、研修内容を決めている。参加回については、特に施設と幼稚園とで話し合いを重ねたという。「子どもへのまなざしをストレッチ」したいという、子どもの捉え方、子ども理解の視点に関して深めたいという思いが双

方において共有されたことが、研修を企画運営する推進力となった。筆者が参加した研修内容は、①各施設長からの挨拶、②各施設の紹介、③幼児教育・保育に関する実践者からの講演（「子どもへのまなざしをストレッチ」する）、④グループ討議である。

3) 合同研修会に臨むスタンス

講演での内容を聞くだけでなく、講演後は、双方の職員混合チームでのグループ討議が企画されていた。またそこに、両施設の施設長もメンバーとして参加するというグループ編成である。施設・役職に関係なく話す機会がもてるという企画の意図がある。

それぞれの施設の背景、それぞれのスタッフの教育を受けてきたルートが違うにも関わらず、グループのメンバーがそれぞれ個々人の背景を理解しようとする姿勢があった。職種の違いを越えて、子どもたちを共に支える同僚性というスタンスがあった。

(4) 児童養護施設入所児の保育所利用等の「二重措置」に対する認識について

1) 保育所等の利用が妨げられる「二重措置」問題

これまでの筆者らの研究（坪井ら, 2017）で、児童養護施設入所児が保育所に通所することができない状況が明らかになった。児童養護施設と保育所という行政サービスを同時に受けることができないという、いわゆる「二重措置」問題である（坪井, 2017）。その結果、とくに地方において近隣に幼稚園がない場合や、あったとしても施設入所児の受け入れに難色を示されることがあり、やむを得ず園内保育で対応している施設があった。

近年の研究で、幼児教育の重要性、とりわけ対人関係ややる気などを育む非認知的能力へのアプローチが指摘されるようになった（例えば遠藤, 2017）。児童養護施設入所児は児童虐待等困難な育ちを余儀なくされてきた子どもが多く、その手当は早い時期から行われるべきだろう。わが国は児童虐待の防止や被虐待児のケアに取り組んできているが、なぜか教育関係の対応には著しい遅れがある。

2) 「二重措置」に対する施設と行政の工夫

坪井ら（2017）の調査で、「児童養護施設から保育所に通っている」子どもがいると回答した施設にインタビュー調査を行い、なぜ保育所に通うことができたのか聞き取りを行った。調査は三つの施設を対象にし、2020年4月～2022年10月までに実施された。インタビュー調査は筆頭筆者が直接施設を訪問して実施した。

保育所に通えている理由について、三つの施設（E, F, Gとする）から得られた情報を以下にまとめた。

表4 児童養護施設から保育所への通園状況

E施設	同じ法人で運営している保育所に、施設の保育士が付き添い子どもと短時間過ごす。「保育所体験」の枠組みのため、通える子どもと活動時間に制限がある。
F施設	自由契約児として行政と協議の上、入園している。ただし、短時間保育。
G施設	行政と協議し、2号認定で入園する。ただし、年長児のみの短時間保育。

保育所は契約制に移行したが、「自由契約」という用語は地域によって「私的契約」などと呼ばれていたり、そもそもその二つが同じ内容でなかったりするなど、市町村によって運用が異なっている。2号認定も「その他」の理由での入所で、ともに標準保育時間ではない。G施設では、「年長児のみ」という制約もあった。

F施設やG施設のように、行政との協議が可能なのは、保育所の定員に空きがあるからであり、「待機児童」が解消されていない都市部では困難な対応である。ただ厚生労働省（2022）の発表によれば、待機児童は過去最低水準まで減少し、かつその約6割が政令市や首都圏などの都市部に集中していることから、地方の児童養護施設では「自由契約」（または「私的契約」）による保育所入所が可能なのではないか。「二重措置」は絶対的な基準ではなく、行政の運用によって対応可能なものであることが示唆される。このことは、里親家庭の保育所利用や児童養護施設入所児の障害児通所施設利用の経緯を参照すれば明らかである。

坪井（2020）によれば、「二重措置」は「慣習」であり、その文言自体と児童福祉施設の二重利用を妨げる制度は見当たらないという。だとすれば、地域に幼稚園がなかったり、残念ながら各地で散見される私立幼稚園が施設入所児の入園に難色を示す場合など、「やむを得ない事由」では、保育所通所が認められるべきではないか。厚生労働省が子どもの「最善の利益のために」と繰り返しているのは、子どもの人権尊重の具現化を意識したものでしょう。幼児教育・保育は施設入所児の権利保障に他ならない。

また、福祉領域では施策と費用支弁はセットだが、2019年度から開始された「幼児教育の無償化」は施設入所児の保育所通所に追い風となるだろう。さらに、2023年度には我が国における子ども政策の推進と未解決な課題への対応などを目的として子ども家庭庁が発足した。また、同時期には養育者が就労していなくても保育所入所を可能にする「こども誰でも通園制度」が試験的に開始された。「二重措置」問題解決の環境は揃ったと言えるだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 坪井 瞳	4. 巻 8
2. 論文標題 乳児院研究の動向：児童福祉法制定以降の乳児院研究論文の分類と分析	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 子ども臨床研究	6. 最初と最後の頁 3-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坪井 瞳	4. 巻 6
2. 論文標題 児童養護施設における幼稚園利用に関する課題：「児童養護施設の幼児の実態調査・2015」から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 子ども臨床研究	6. 最初と最後の頁 27-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 保坂 亨	4. 巻 17
2. 論文標題 子どもの発達・成長から見た『大人への移行』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 子育て支援と心理臨床	6. 最初と最後の頁 12-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坪井 瞳	4. 巻 6
2. 論文標題 児童養護施設における幼稚園利用に関する課題：「児童養護施設の幼児の実態調査・2015」から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 子ども臨床研究	6. 最初と最後の頁 27-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坪井 瞳	4. 巻 23
2. 論文標題 児童養護施設の就学前教育機関利用をめぐる様相：「児童養護施設の幼児の生活実態調査・2015」の分析を通して	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 子ども社会研究	6. 最初と最後の頁 87-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 保坂亨・重歩美・土屋玲子	4. 巻 66-1
2. 論文標題 学校教育における不就学と長期欠席問題 (第4報) : 転換期としての1970年代以降の長期欠席と不就学問題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 千葉大学教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 79-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 保坂亨・重歩美	4. 巻 66-2
2. 論文標題 学校教育における不就学と長期欠席問題 (第5報) : 1980年代以降の長期欠席と不就学	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 千葉大学教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 207-213
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 保坂亨・重歩美	4. 巻 21
2. 論文標題 学校教育における不就学と長期欠席問題 (第6報) : 2000年代以降の長期欠席と不就学	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 千葉大学教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 保坂亨	4. 巻 22
2. 論文標題 子どもの貧困問題：学校のプラットフォーム化	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 千葉大学教育実践研究	6. 最初と最後の頁 13-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 坪井 瞳
2. 発表標題 児童養護施設と幼稚園等との連携における現状と課題（話題提供）
3. 学会等名 日本保育学会第72回 自主シンポジウム「保育・幼児教育と社会的養護との連携：現状と展望」（企画：砂上史子）（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 村松健司
2. 発表標題 保育・幼児教育と社会的養護との連携：現状と展望（指定討論者）
3. 学会等名 日本保育学会第72回 自主シンポジウム「保育・幼児教育と社会的養護との連携：現状と展望」（企画：砂上史子）（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 坪井 瞳
2. 発表標題 児童養護施設職員と就学前教育機関における"ママ友"関係から見える課題：「児童養護施設の幼児の実態調査・2015」から
3. 学会等名 日本保育学会第71回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 坪井 瞳
2. 発表標題 日本子ども社会学会研究交流委員会企画テーマセッション「子どもと社会的養護」
3. 学会等名 日本子ども社会学会第24回大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 坪井 瞳
2. 発表標題 児童養護施設の子どもの幼稚園就園に関する諸相
3. 学会等名 日本教育社会学会第69回大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 村松健司・坪井 瞳・保坂 亨
2. 発表標題 児童養護施設における幼児の心理・行動状況と幼児教育・保育との連携
3. 学会等名 日本情動学会第7回大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 村松健司
2. 発表標題 児童養護施設で暮らす幼児の就園・就学の現状と課題
3. 学会等名 シンポジウム「社会的養護で育つ子どもを共に育む保育・幼児教育」（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 坪井 瞳
2. 発表標題 他職種との連携活動をエンパワーする取り組み：巡回保育相談活動から
3. 学会等名 日本多機関連携臨床学会第6回大会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 保坂 亨
2. 発表標題 日本カウンセリング学会第50回記念大会自主シンポジウム「長期欠席（不登校）再考」
3. 学会等名 日本カウンセリング学会第50回大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 坪井 瞳（遠藤 久夫・野田 正人・藤間 公太監修、国立社会保障・人口問題研究所編）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 216
3. 書名 『児童相談所の役割と課題』：第6章 幼稚園・保育所等との連携の様相 「見守り」における困難と課題	

1. 著者名 坪井 瞳（元森 絵里子、南出 和余、高橋 靖幸編著）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 新曜社	5. 総ページ数 208
3. 書名 『子どもへの視角』：第6章「施設の子どもの教育問題：子ども間教育格差」	

1. 著者名 保坂 亨	4. 発行年 2019年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 324
3. 書名 学校を長期欠席する子どもたち：不登校・ネグレクトから学校教育と児童福祉の連携を考える	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	保坂 亨 (HOSAKA Toru) (30173579)	千葉大学・教育学部・教授 (12501)	
研究分担者	村松 健司 (MURAMATSU Kenji) (00457813)	東京都立大学大学院・人文科学研究科・教授 (22604)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------